

4月7日に政府から神奈川県に対して発出された「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」は5月25日をもって解除されましたが、新型コロナウイルスへの対応は長期化が予測されます。町では引き続き、町民の皆さまの生命及び健康を守り、生活に及ぼす影響を最小限に抑え、事態の収束へ向けて取り組んでいます。皆さまにおかれましても、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指消毒をはじめとした基本的な感染対策を継続し、感染拡大を予防する「新しい生活様式・まつだスタイル」の実践にご協力をお願いいたします。

特別定額給付金の申請期限が迫っています！

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、町では現在でも給付金の申請を受け付けていますので、**早めの申請書の提出についてご協力をお願いいたします。**申請書が見当たらない場合は再発行いたしますので、下記問い合わせ先までご連絡ください。また、給付金の受給を希望されない方も、不要欄に「×」を記入し、お手数ですが申請書のご提出をお願いします。

給付額 給付対象者1人につき10万円

給付対象

基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている方

申請方法

世帯主様宛にお送りしている申請書に必要事項を記入し、返信用封筒にて役場へ送付してください。

※申請には本人確認書類・振込先確認書類の添付が必要です

申請書提出期限

令和2年8月17日（月）当日消印有効

問い合わせ先

特別定額給付金専用電話 ☎0800-800-9967

～子育て世帯の方へ～ 飲食券の引換えはお済みですか？

町では、子育て世帯緊急支援事業（第1弾）として、対象世帯に飲食券及び商品券の交付事業を行っております。0歳児から高等学校に在学中の方を養育している世帯で、まだ飲食券の引換え予約がお済みでない方は下記問い合わせ先までご連絡ください。

引換え期限 令和2年8月11日（火）まで

問い合わせ先 子育て健康課 健康づくり係 ☎(84)5544

松田わくわくお買い物券（第2弾）

「松田わくわくお買い物券」第2弾の一般向け予約を開始しています。

販売価格 1冊10,000円（1,000円×12枚綴り）

予約受付期間 7月1日（水）正午～（売り切れ次第終了）

※予約受付・販売は松田町商工振興会松田事務所で行います。

上記期間中にお電話で予約してください

松田町商工振興会松田事務所：☎(83)4983（受付：10時～15時）

有効期間

令和2年7月6日（月）から令和3年1月5日（火）

※購入は1世帯10冊（10万円分）までです

※今年度既に予約・購入された方はご遠慮ください

お買い物券の引き渡し日

7月6日（月）正午から7月20日（月）まで

問い合わせ先

松田町商工振興会 ☎(83)3211

観光経済課 商工農林係 ☎(83)1228

国民健康保険税減免制度・後期高齢者医療保険料のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響によって主たる生計維持者の事業収入・給与収入等が前年より一定程度減少した世帯は、申請により国民健康保険税・後期高齢者医療保険料が減免される場合があります。

対象世帯

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯の方
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、次の3つの要件をいずれも満たす世帯
 - 主たる生計維持者の事業収入等が前年と比較して30%以上減少していること
 - 前年の主たる生計維持者の総所得金額等の合計が1,000万円以下であること
 - 減少することが見込まれる事業収入等以外の前年所得が400万円以下であること

減免額

- (1)に該当する世帯 … 全額免除
- (2)に該当する世帯 … 全額免除又は一部免除

適用期間

令和2年2月以降の納期分（令和元年10期分）から令和2年度末詳しいお知らせは7月中旬にお送りする国民健康保険税・後期高齢者医療保険料納税通知書の同封物をご覧ください。

問い合わせ先

町民課 国保年金係 ☎(83)1225

折り鶴の作成にご協力を 【7月1日（水）～20日（月）】

世界の恒久的平和への願いを込めて、今年も町から広島・長崎両市へ千羽鶴を送ります。期間中の折り鶴のお持ち込みをお待ちしております（1羽のサイズは7.5cm程度）。また、ご協力くださる方には折り紙をお渡ししますので、問い合わせ先にご連絡ください。

問い合わせ先

総務課 管財係 ☎(83)1221

7月中も次亜塩素酸水を配布します

町では、7月以降も除菌水（次亜塩素酸水）を配布します。下記の時間、場所に設置しますので、容器をご持参のうえ、セルフサービスでのご利用をお願いします（なくなり次第配布を終了いたしますので、1家族様500mlまででお願いします）。

配布場所

- 松田町役場1階入口
- 寄自然休養村管理センター1階

配布時間

毎日9時～16時

問い合わせ先

環境上下水道課 上下水道係 ☎(83)1227

川音川パークゴルフ場を再開（無料）します

6月30日より、臨時休業しておりました川音川パークゴルフ場を再開しています。当面の間無料でご利用できますので、この機会に適度な運動を行い、心身ともにリフレッシュしてください。

問い合わせ先

観光経済課 公園係 ☎(83)1228

町税等の徴収猶予制度のご案内

災害や疾病などの影響で収入が大きく減少するなどの事情により一時的に町税等の納付が困難な状況になった場合、本来の納期に関わらず1年以内で納付できるように計画を作成し納付いただく制度です。

新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む）が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連して収入が減少するなど、納税が困難な場合は、町税等の徴収猶予制度を適用できる場合がありますので、各担当課までご相談ください。

猶予が認められると

- 1) 最長1年を限度に町税等の徴収が猶予されます
- 2) 新たに督促や差押え、換価などの滞納処分が行われません
- 3) 徴収猶予が認められた期間中の延滞金の全部または一部が免除されます

問い合わせ先

税務課：町県民税、軽自動車税、法人町民税、固定資産税 ☎(83) 1224
町民課：国民健康保険税、後期高齢者医療保険料 ☎(83) 1225
福祉課：介護保険料 ☎(83) 1226

その他

水道料金についても、支払い猶予や分割納付などのご相談に応じますのでご連絡ください。 環境上下水道課 ☎(83) 1227

町民文化センターのご利用について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当面の間町民文化センターのご利用については以下のとおりとさせていただきます。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

- 自宅で検温を行い37.5度以上の場合は来館をご遠慮ください。
- 夜間利用を再開しています(使用用途、人数を制限しています)。
- ボルダリング、トレーニングルームの使用を再開しています(17時まで、原則前日までの予約をお願いします)。
- 来館の際には、体調管理、入館者名簿の記入、マスク着用、手指消毒、手洗いにご協力をお願いします。

※地域の感染状況により変更する場合があります。

問い合わせ先 町民文化センター ☎(83) 7021

学校プール開放中止のお知らせ

町では、例年夏休み期間中に学校プールを開放していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今年の学校プールの開放は中止することといたします。楽しみにされていた皆さまにはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

問い合わせ先 教育課 施設管理係 ☎(83) 7023

子ども用マスクを配布します

町内に在住の保育・幼稚園児、小学生、中学生を対象として、繰り返し手洗いが可能なマスクを9月末までに配布いたします。

対象者 町内に在住の3歳から15歳までのお子さま

問い合わせ先 総務課 安全防災担当室 ☎(84) 5540
子育て健康課 子育て支援係 ☎(84) 5544
教育課 学校教育係 ☎(83) 7023

防災行政無線を更新中です

現在、町内各所で防災行政無線の子局(スピーカー)の更新作業を行っています。工事中は皆さまに大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

問い合わせ先 総務課 安全防災担当室 ☎(84) 5540

<75歳以上の高齢者・妊産婦の方向け> タクシー初乗り運賃助成事業を延長します

5月1日から実施しているタクシー初乗り運賃助成事業について、令和2年7月1日から8月31日までの2ヶ月間使用できるチケットを交付いたします。



対象者

申請時に町内に住所があり、次に該当する方

- 75歳以上の方
- 妊娠中で、母子健康手帳をお持ちの方
- 出産後1年以内の方

ご利用になれるタクシー会社

- 松田合同自動車(株) ☎0120-40-1714
- 小田原報徳自動車(株) ☎0120-22-4155
- 箱根登山ハイヤー(株) ☎0120-158-513
- 神奈中タクシー(株) 秦野営業所 ☎0570-077-030

利用方法

チケット制です。乗車時、町が交付したチケットを運転手に渡し、運賃総額から初乗り運賃を差し引いた額をお支払いいただきます。

交付枚数 月8枚(最大2ヶ月分)

利用できる期間

令和2年7月1日(水)から8月31日(月)までの期間
※有効期限が令和2年6月30日までの旧タクシー券は7月以降ご利用になれません

申請方法

申請書に必要事項を記入のうえ、下記の必要書類を添付し下記の提出先までご提出ください。

※窓口での申請のほか、電子メール、FAXでも受け付けます

申請に必要な書類

健康保険証や母子手帳など、要件を確認できる書類又はその番号

問い合わせ及び申請書提出先

福祉課 福祉推進係 ☎(83) 1226 FAX (44) 4685
E-mail fukusi@town.matsuda.kanagawa.jp

観光事業者等(中小企業・小規模事業者等)緊急支援給付金

町では、新型コロナウイルス感染症の影響により経済的損失を受けた観光事業者等に対し、事業を継続するために必要な緊急特別措置として、支援給付金制度を創設しました。

対象者

- 1) 観光施設を運営している事業者
- 2) 宿泊施設を運営している事業者
- 3) 第一次産業従事者で構成される団体等 [町公式サイト]



交付対象期間

令和2年4月1日から9月30日まで

給付額

- 30万円(前年同月比の売上減が50%以上)
- 20万円(前年同月比の売上減が40%以上50%未満)
- 10万円(前年同月比の売上減が30%以上40%未満)

申請方法

申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付し下記の提出先までご提出ください(詳細は町公式サイトをご参照ください)。

申請期間

令和2年6月15日(月)から10月30日(金)まで
※予算額に達し次第終了となりますので、ご了承ください

問い合わせ先 観光経済課 観光推進係 ☎(83) 1228

手洗い用無添加石けん・ごみ袋を配布します

手洗い用無添加石けんのごみ袋を各世帯に配布します。配布方法等詳細につきましては、7月15日の回覧にてお知らせします。

問い合わせ先 環境上下水道課 環境係 ☎(83) 1227